

第5章

地区別・事業別環境配慮の方針



北るもい漁協・はぼろ高校のみなさんによる植樹の様子

第5章 地区別・事業別環境配慮の方針

I 地区別の環境配慮

羽幌町は北海道本土の羽幌地区と、離島の天売地区・焼尻地区で構成される自治体です。それぞれの地区で環境特性が異なるため、地域の実情に合わせた環境配慮の事項を定める必要があります。

ここでは、羽幌町がめざす環境を実現するため、地域の環境特性や地域住民の環境に対する意識、地域の将来を考慮して基本方針に則した「めざす環境配慮の事項」を示します。

(1) 羽幌地区

○地区の環境特性

羽幌地区は羽幌町の中心地域であり、行政、商工業を市街中心部に据え、周辺には住宅地が広がっています。郊外には町の基幹産業である農業の水田地帯が広がり、高台地区では酪農業が営まれています。

山間部は羽幌町の約9割を占める森林地帯になっており、国有林33,400ha、町有林900ha、民有林6,100haに及ぶ広大な森林が分布していますが、林業の衰退等により管理が行き届かない面もあります。

○課題

【下水道・生活雑排水】

市街地では公共下水道が供用開始されており、平成27年度末における普及率は84%となっています。町民の約7割弱が下水道を活用し地域環境の保全に努めている一方、未だ下水道への接続をしていない町民もいることから、下水道の役割や効果を周知しつつ水洗化を促進する必要があります。



【ごみの不法投棄】

平成13年よりごみの分別収集が、平成14年からはごみの有料化が開始されました。有料化後に増加した市街地周辺の不法投棄は現在減りつつありますが、郊外の人目に付きにくい沢地や山間部では、家庭ごみのほか粗大ごみや家電製品などが不法投棄されており、景観と環境の悪化が顕在化しています。一部の町民の環境に対する意識・モラルの低さと心無い行動がこのような状況を生み出していると考えられます。

また、海岸部では、海水浴目的の観光客などによるごみの放置が見受けられます。このような行為に対しては、関係機関との連携による監視や調査、指導等の対策を進めていく必要があります。

一方、海岸部に大量に打ち上げられている漂着物の大半は流木ですが、海上を漂流する国内外のプラスチックごみや漁具も多く混ざっており、町民の手で海岸清掃を行っても海が荒れた翌日には再び漂流ごみが打ち上げられ、また元と同じごみだらけの海岸になってしまう状況にあります。

漂流ごみは海的美観だけではなく、生態系にも大きな影響を与えるということを認識し、海を汚さないよう使い続ける必要があります。

【森林管理】

以前は羽幌地区に流れる羽幌川と築別川の土砂流入が非常に多く、上水道の浄水処理施設が機能しなくなるなどの問題が起きていましたが、近年は、植林や伐採を実施したことにより土砂流入が減少し、良好な状態が保たれています。

今後もこの状態を保つため、計画的な事業実施と維持管理を継続していく必要があります。

【農業】

農業における農薬の散布は必要最小限の量で行われており、ヘイケボタルなどの水辺の生物の姿が戻るよう、これからも環境負荷の低い農業を進めていく必要があります。

【郊外とまちなかの緑】

郊外には林や森など緑が多くありますが、人が立ち入ることのできる遊歩道など緑のレクリエーション空間の整備は行われておらず、自然と親しむ場の整備が必要です。

○羽幌地区をめざす環境

- ・自然を感じ、安全で快適な田舎暮らしができるまち、環境に配慮した産業が息づく町をめざします。
- ・遊歩道や緑の回廊、公園等を市街地周辺に整備し自然とふれあい、保護すべき環境を体感できる機会や場所を増やします。
- ・失われた自然をとりもどし、街中は緑と花に包まれる、うるおいのあるまちを創ります。
- ・安全な食を提供できる産業として農業、漁業を推進し、水資源や河川・海洋汚染を防ぐため、森林を育成し緑の充実した町、豊かで質の高い環境の町をめざします。

○主な環境配慮事項

- 農業** ・消費者ニーズに合った安全で良質な食料を安定的に供給できる体制づくりをめざすほか、農業の持つ多面的機能を損なわないような農法を進めます。
- 林業** ・水資源や国土保全、保健休養の場の提供など多様な機能を高度に発揮できる林業をめざします。
- 漁業** ・水産資源の保全や海鳥の混獲の防止、海底環境の攪乱の防止等、海洋生態系に配慮しながら、安全で質の高い食料を提供します。
- 商業** ・安全で質の高い食料・商品を提供するための仕組みづくり、ごみの発生が少ない販売方法や商品提供、地産地消ができるシステムづくり等、環境に配慮した営業を行います。
- 工業** ・大気汚染や水質汚濁の防止など、周囲の自然環境・生活環境に悪影響を与えない措置を徹底した事業を行います。また、ごみの発生が少ない商品づくりや製造方法に留意します。
- 消費者** ・グリーンコンシューマーとして、安全な食材と環境に配慮した商品を提供する店を積極的に利用するほか、ごみの排出を減らし、再利用などを心掛けます。

(2) 天売・焼尻地区

○天売地区の環境特性

天売島は羽幌町本土から日本海沖24kmに焼尻島と並んで位置する、周囲12kmの離島で、「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されています。

島の西海岸の切立った崖地周辺は、約100万羽の海鳥が飛来する世界有数の海鳥繁殖地であり、国の天然記念物に指定されています。また、島の東側に住宅が集中していることから、海鳥と人間とが共存している島でもあります。

天売島の海鳥を観察するため、毎年大勢の観光客が訪れています。

○天売地区の課題

天売島周辺においても海水温の上昇等の海洋環境の変化により、今まで繁茂していた海藻が消える磯焼け現象のほか、魚種の変化や漁獲量の減少等の海洋生態系の大きな変化が起きています。

もともと湧昇流¹に恵まれ、自然海岸や藻場等が広がる天売島周辺の海域は、漁業者にとって貴重な漁場であり、また羽幌町の漁業の基盤でもあります。

この海域の環境保全や漁業の再生のための取組みを進め、現在実施している種苗での地先資源の維持や移植放流による藻場造成等を継続していく必要があります。

近年では、環境保全団体との連携による海鳥・海獣の混獲防止のための漁法の開発が進められているほか、島の子どもたちから大人まで島民をあげての清掃活動などの活動が継続的に行われています。

一方で、不適切なごみ処理が一部見られることから、環境教育やモラル教育等に合わせて、法律で禁止されている不法投棄や野焼きなどを行わないよう、ごみの適正処理、普及啓発活動が必要です。

1 湧昇流…季節風、貿易風などの風、地形変化、潮流等が要因で、海洋深層水が表層近くへ湧き上る現象をいう。



○焼尻地区の環境特性

天売島と一緒に日本海に位置する周囲12kmの離島で、「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されています。

島の大半はオンコ（イチイ）やミズナラ等の自然林で覆われており、この自然林は国の天然記念物に指定されています。

○焼尻地区の課題

天売島と同様に海水温の上昇は魚種や漁獲量に大きな影響を与えており、漁業者は海洋環境が変化しているを感じています。

焼尻島周辺海域の環境保全や漁業の再生のための取組みを進め、現在実施している種苗放流での地先資源の維持や移植放流による藻場造成等を継続していく必要があります。

観光の目玉である焼尻の自然林はミズナラとオンコが複層林（二段林）を形成する優れた植生を示していますが、上層林であるミズナラ群生域が優勢となり、拡大しつつあります。また、自然林内のオンコは老木や立ち枯れ・倒木が多くなっており、今後のオンコ林の存続を考えると後継樹が少ないことが憂慮されています。

また天売地区と同様、焼尻地区でも不適切なごみ処理が一部見られることから、環境教育やモラル教育等に合わせて、法律で禁止されている不法投棄や野焼きなどを行わないよう、ごみの適正処理、普及啓発活動が必要です。



○天売・焼尻地区のめざす環境

- ・人と海鳥が共存できる自然豊かな天売島をまもります。
- ・緑豊かで自然と人間が共存できる焼尻島をまもります。
- ・生態系の一員としての自覚を持った島民が暮らす島をめざします。
- ・自らの生活や仕事の場である海の環境を、自らの力で持続させる努力を行う島をめざします。
- ・安全な食料を豊富に提供できる島をめざします。
- ・安心して生活ができる島をめざします。

○主な環境配慮事項

漁業 ・海鳥や海獣などの混獲を防ぐ漁具・漁法等を研究し、海洋生態系を持続できる漁業をめざします。

観光 ・自然や生き物に配慮した観光ができるようにします。
 ・自然環境体験プログラムを作成し、観光客に自然環境への影響が少ない観光を体験してもらうことで、天売・焼尻の自然の「持続可能な利用」を進めます。
 ・観光客をガイドする際には、自然環境を守りながら観光することの大切さについても説明を行います。

消費者 ・ごみを出さない、減らす運動を行います。
 ・ごみの適正な処理を遵守します。
 ・家庭からの排水等で海を汚さないよう心掛けます。
 ・豊かな海を取り戻すため、植樹などの活動を行います。



2 事業別の環境配慮

(1) 漁業

漁業を取り巻く環境においては、海水温の上昇等による磯焼け現象や魚種・漁獲量の変化は、漁業者に大きな影響を与えており、今後の地先資源の維持・管理や藻場の造成等が課題となっています。

また、漁業者が海を生活と仕事の間とし続けるために、当事者としての責任や環境に対する理解を求めていく必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・海鳥や海獣などの混獲を防ぐ漁具・漁法等を研究し、海洋環境を持続できる漁業をめざします。
- ・安全で質の高い食料を豊富に提供できる漁業をめざします。
- ・豊かな海を取り戻すため、植樹などの活動を行います。
- ・水産資源が維持されるよう、適切な魚種・漁獲量を保ちます。
- ・海にごみを捨てない、ごみを減らす、ごみを適正に処理すると共に、ごみ回収サイクルを確立します。
- ・環境マナー遵守の徹底と、環境教育を進めます。

(2) 農業

依然として輸入農産物の残留農薬の危険性や、遺伝子組換え農作物、農産物の産地偽装等の食に関わる不安がある中、消費者からは食に対する安全・安心が求められています。

そのため、羽幌町においても食の安全の確保に向け、減農薬や有機栽培をはじめとした、環境だけでなく人にもやさしい農産物の生産を進めるとともに、消費者においては地元で積極的に消費することを心がける必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・消費者ニーズに合った安全で良質な食料を安定的に供給します。
- ・地域の食材を地元で消費できるシステムを作ります。
- ・農業者としての環境マナーの徹底と、環境教育を進めます。
- ・環境に配慮した農業を進めます。
- ・食の安全・安心の確保や、地域の生物多様性の保全のため、遺伝子組換え農作物の栽培は行わないものとします。

(3) その他

漁業・農業以外の産業においても、それぞれの分野で対応可能な環境配慮を求めています。

【廃棄物】

産業活動に伴い発生する産業廃棄物は、その抑制を求めると共に、後を絶たない不法投棄については、企業倫理の遵守を求めていくことで根絶を図ります。また環境の配慮に合わせた教育・指導が必要です。

一方、家庭ごみの中には、商品を飾り保護する包装物が多く含まれています。包装済みの商品をトレイに置き、さらにラップで包むような過剰包装が行われていたり、ばら売りできる物でも袋詰やパック売りされているなど、ごみ減量化に向けて改善すべき点があります。

また近年では、生活雑排水として排出され、下水処理で除去できない微小な廃棄物であるマイクロプラスチック¹が問題となっています。終末処理場から海に排出されたマイクロプラスチックを魚やプランクトンが取り込んでしまうことで、生態系に影響を与えてしまう危険があるため、マイクロプラスチックを含有した商品の使用を控える必要があります。

事務活動が中心となる業種では、紙類の再利用・リサイクル等環境に配慮した事業活動を行うとともに、省資源・省エネルギーなどに積極的に取り組む必要があります。

【公害】

製造活動にともなう工場排水や悪臭・騒音の発生については、公害防止に関する法体制が整備されていることもあり改善されてきています。これからも法令等を守り、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業活動を求めます。

大気汚染の防止等に関する法規制により自動車排ガス対策が進められていますが、今後は低燃費・CO₂低排出等、環境負荷の低い車輛の導入が望まれます。

¹ マイクロプラスチック…「マイクロ(μ)」とは、「100万分の1」を意味する言葉であり、「マイクロプラスチック」は、プラスチックごみのうち、大きさが5μm以下の小さなものを指す。一部の洗顔料や化粧品に含まれているスクラブ剤や、歯磨き粉の研磨剤など、過去には多くの生活用品に使用され、生活雑排水として海に排出されていたが、近年ではその有害性が認識され、使用を取りやめる傾向にある。

また、生活用品だけでなく、捨てられたプラスチックごみが経年により劣化し、細かく分解されることで、マイクロプラスチックとなるため、プラスチックごみは適正な処理が必要である。



【開発行為】

開発行為に関わる者は、現況の自然環境が持つ機能を損なうことなく、かつ将来的な影響を考慮した開発を行う必要があります。

【観光】

観光が環境に及ぼす影響は、町民の日常生活による影響以上に大きい場合があります。特に、一部の観光客によるゴミの投棄、自然の中の動植物に対する間違った接し方、無断での立ち入りや採取などは、大きな環境負荷となる場合があるため、事前の注意勧告やマナー講習など必要な措置を講ずる必要があります。

【林業】

山林の崩壊は土砂の過剰な流出による海底環境の悪化を招くだけでなく、河川を通じて森から海へ供給される栄養物質を減少させ、ひいては持続的な水産資源の利用が不可能となる恐れがあります。豊かな森や川、海を守るため、植樹や適正な伐採などにより山林の荒廃を食い止める必要があります。

○主な環境配慮事項

- ・ 環境負荷の少ない工法で工事を行います。
- ・ 事業者としての環境マナーの徹底と、環境教育を進めます。
- ・ 自然環境・生活環境に配慮した事業運営を行います。
- ・ 排水による水質汚濁・騒音・悪臭等の公害防止に努めます。
- ・ 産業廃棄物を減らすと共に、適正に処理します。
- ・ 循環型社会の形成に協力します。
- ・ 環境負荷の低い車輛を使用し事業活動を行います。
- ・ レジ袋・過剰包装の減少化、量り売り、ばら売り等を進め、環境に配慮した商品販売を行います。
- ・ 山林の状態を悪化させない森林施業を推進します。